

性能評価手数料（消費税等は非課税）

（建築基準法施行規則 別表第二 による。）

評価項目	手数料 (円)	備考
令第128条の6第1項の認定に係る評価 (区画避難安全性能)	360,000	床面積の合計が 500 m ² 以内のもの
	510,000	床面積の合計が 500 m ² を超え、3,000 m ² 以内のもの
	720,000	床面積の合計が 3,000 m ² を超え、10,000 m ² 以内のもの
	920,000	床面積の合計が 10,000 m ² を超え、50,000 m ² 以内のもの
	1,130,000	床面積の合計が 50,000 m ² を超えるもの
令第129条第1項の認定に係る評価 (階避難安全性能)	360,000	床面積の合計が 500 m ² 以内のもの
	510,000	床面積の合計が 500 m ² を超え、3,000 m ² 以内のもの
	720,000	床面積の合計が 3,000 m ² を超え、10,000 m ² 以内のもの
	920,000	床面積の合計が 10,000 m ² を超え、50,000 m ² 以内のもの
	1,130,000	床面積の合計が 50,000 m ² を超えるもの
令第129条の2第1項の認定に係る評価 (全館避難安全性能)	360,000	床面積の合計が 500 m ² 以内のもの
	510,000	床面積の合計が 500 m ² を超え、3,000 m ² 以内のもの
	720,000	床面積の合計が 3,000 m ² を超え、10,000 m ² 以内のもの
	920,000	床面積の合計が 10,000 m ² を超え、50,000 m ² 以内のもの
	1,130,000	床面積の合計が 50,000 m ² を超えるもの

- 1) 評価の途中で取り下げられても所定の手数料を申し受けます。また、委員会にて評価中に避難安全性能上、重要な設計変更を行った場合においても、取下げ扱いとさせていただく場合もありますので注意下さい。
- 2) 評価終了後に避難安全性能上重要な設計変更を行った場合、本評価結果が無効となる場合がありますのでご注意ください。